

鳥取市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の公式ウェブサイト

イ 市の印刷物

ウ 市の庁舎等

エ その他広告媒体として活用することができるものとして市長が認めたもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 部局等 鳥取市事務分掌条例（昭和50年鳥取市条例第5号）第1条に掲げる部、出納室、各総合支所、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び市議会事務局をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(7) その他広告媒体に掲載する広告物として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、総務部長が別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告の掲載は、地方自治体の広告媒体に掲載することに鑑み、公共性及び地域性の高いものを優先的に掲載するものとする。

(広告媒体の種類)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、主管部局等の長が総務部長に協議して定める。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部局等の長が総務

部長に協議して定める。

(広告募集方法等)

第8条 広告の募集方法及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて主管部局等の長が総務部長に協議して定める。

(広告審査委員会)

第9条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、鳥取市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は、総務部長をもって充てる。

3 審査会の委員は、総務課長、行財政改革課長、財産経営課長、資産活用推進課長、人権推進課長、政策企画課長、秘書課広報室長、経済・雇用戦略課長及び教育総務課長をもって充てる。

4 委員長は前項に定める委員のほか、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を委員として加えることができる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲載に関して審査の必要性があると委員長が認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部資産活用推進課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

(鳥取市広告審査会設置要綱及び鳥取市公式ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

2 鳥取市広告審査会設置要綱（平成18年4月1日制定）及び鳥取市公式ホームページ広告掲載取扱要綱（平成18年4月1日制定）は、平成18年11月30日限り、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。